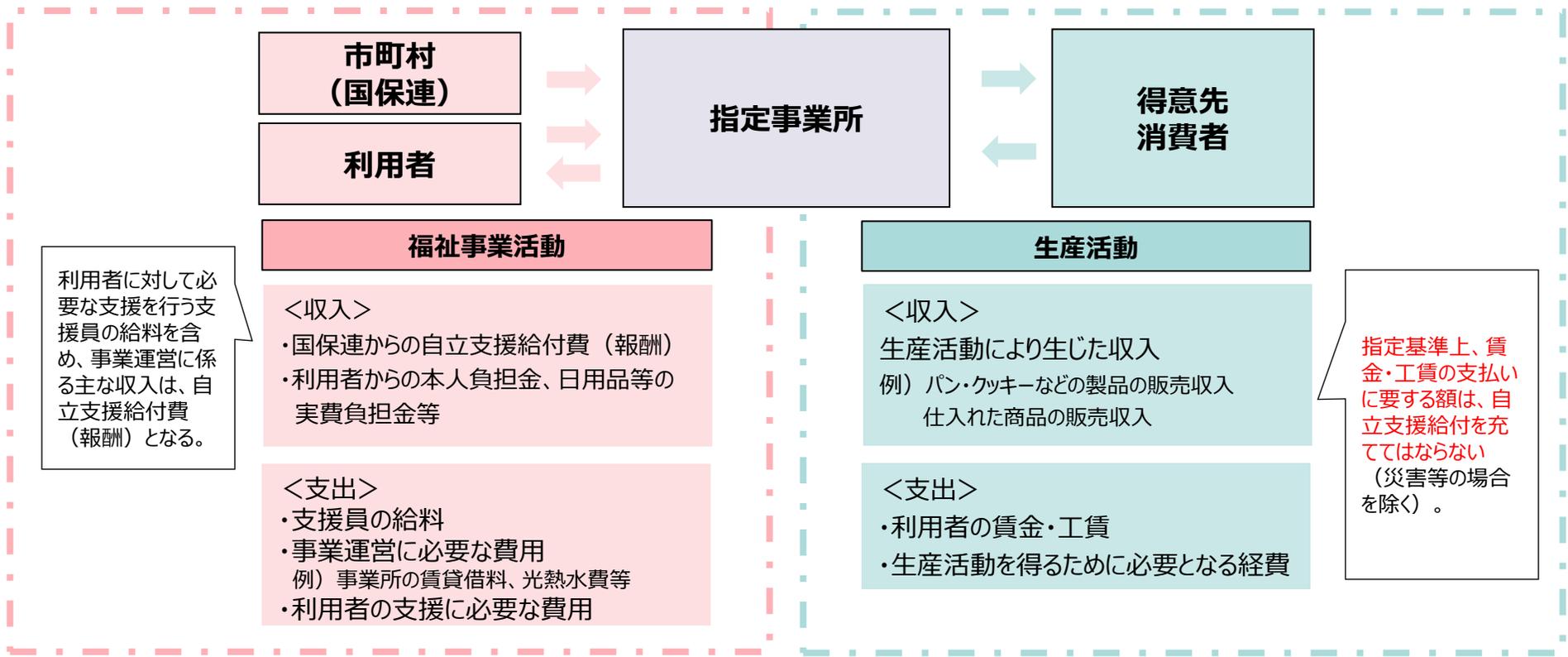


# 就労支援事業の会計区分

- 就労支援事業では、生産活動に係る会計とその他の活動（以下「福祉事業活動」という）に会計を区分する必要がある。
- 就労支援事業は、障害者が自立した生活を営めるよう、能力向上のために必要な訓練等を行うものであり、このような支援を行う支援員の給料を含め、事業所の運営に係る主な収入は自立支援給付費（報酬）である。（福祉事業活動会計）
- 一方、指定基準において、賃金・工賃の支払いに要する額は、災害等の場合を除き、自立支援給付をもって充ててはならないこととしており、利用者からの賃金・工賃は、自立支援給付費（報酬）ではなく生産活動収支から支払う。（生産活動会計）



【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準】  
 就労継続支援A型 第九十二条第六項 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。  
 就労継続支援B型 第二百二条 (略) 第九十二条第六項(略)の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。